

福祉有償運送の事業許可取得

我孫子市福祉有償運送運営協議会の協議を経て、千葉運輸支局に対し申請していた、自家用自動車有償運送許可申請が3月29日付で許可となり、これにより福祉車両および自家用自動車を使用した移送サービス事業を継続しておこなえることとなった。

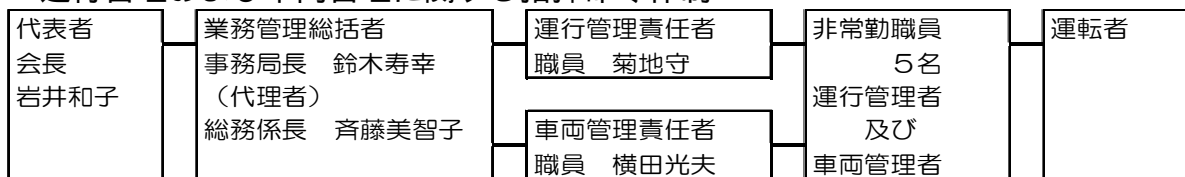
有償運送の許可にあたり、自動車の運行管理等の体制整備と会員登録簿等の作成と管理が求められており、その内容は次のとおりです。

有償運送に係る許可に関する重点指導期間は、平成18年3月末であったが、運営協議会の準備が整っていない地方公共団体もあり、円滑な移行が図れないNPO等があるため、平成18年9月末まで延期されることとなった。

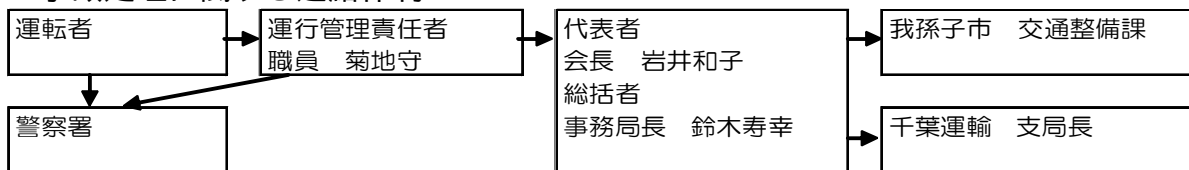
福祉有償運送に係る道路運送法第80条による許可の取り扱いは、ガイドラインとして示されていたが、許可制から新たに登録制を内容とする道路運送法の改正案（平成18年10月1日施行予定）が、今通常国会に提出されている。重点指導期間において許可を受けているものは、改正道路運送法案の経過規定により、登録を受けたものと見なすこととなっている。

自動車の運行管理等の体制整備と会員登録簿等の作成と管理

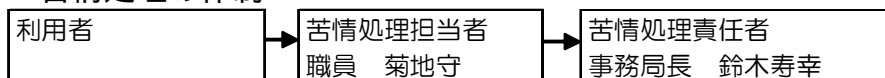
運行管理および車両管理に関する指揮命令体制



事故処理に関する連絡体制



苦情処理の体制



会員登録簿の作成と管理

- ・ 会員の氏名、住所、年齢及び移動制約者（利用者）・住民等であることの実実
 その他必要な事項

運転者名簿の作成と管理

- ・ 運転者の氏名、住所、年齢、自動車免許の種類、交通事故その他道路交通法違反に係る履歴、安全運転等に係る講習会等の受講暦及びその他必要な事項

車両の表示

- ・ 外部から見やすいように使用自動車の車体の側面に有償運送の許可を受けた車両である旨「80条許可車両」を表示

事業計画に業務マニュアルの整備を追加

平成 18 年度の移送サービス事業計画は、移送サービス、車両貸出しの従来事業に業務マニュアルの整備を新たに追加し策定します。これは、福祉有償運送の事業許可申請を機に整備した「運行管理マニュアル」にならない、移送サービス事業全般のマニュアル整備を図り、利用者に提供していた安全・安心なサービスを均質・安定して提供する（誰が運転しても・いつ利用しても）うえで必要となります。

平成 18 年度 移送サービス事業計画

月	利用者関連	ボランティア関連	基盤整備
4	利用者継続確認・アンケート		新規ボランティア募集 マニュアル整備
6	のほほん旅行(日帰り)	10周年記念旅行(一泊)	
7		運転ボランティア実践講座	
8	お盆休み		
9			安全運転大会(社協大) 新規ボランティア募集
10	のほほん旅行(日帰り)		
12	年末・年始休み	運転ボランティア実践講座	
1		運転ボランティア新年会 普通救命講習(出前講座)	
2	利用者継続確認・アンケート	運転ボランティア継続確認	

のほほん旅行は『お台場、浜離宮』

春の旅行は、6月13日(火)お台場(フジテレビ、デックス東京)・浜離宮にデラックスバス(途中水上バス乗船)の日帰りを計画します。近年に移送サービスを利用し始めた方の初参加、ボランティアの参加を募ります。

なお今年度は、秋の一泊旅行は実施せず日帰りとします。これは、平成19年度の一泊旅行を新緑の季節に予定するにあたっての経過処置とします。

移送サービス10周年記念『九十九里・太陽の里』(一泊)

平成9年6月に誕生した移送サービスが、満10年を迎えます。一般の交通機関を利用することが困難な、体の不自由な方や高齢者の通院・通所・社会参加を目的としてスタートし、今日まで継続してきましたが、事業を取り巻く環境は必ずしも平坦な道のみであったとはいえない。福祉有償運送の事業許可取得もその一つであるが、移送サービス事業が法制化されたことで白タクと見られていた面も解消されるが、新たに車両貸出し事業がレンタカー業界との間で課題となることが想定される。

移送サービス事業の10周年記念イベント(一泊旅行)を6月17日(土)~18日(日)『九十九里・太陽の里』を計画します、運転ボランティアの参加を募ります。

編集後記

「移送サービス通信」は、年度当初における事業概要の紹介と適宜その動向を、利用者および運転ボランティアに提供することを目的とし創刊しました。のほほん旅行・10周年記念イベントの問い合わせ・申し込みは、移送サービス事務所(04-7185-5303)まで。